

2020 年度行政書士試験向け「合格六法」訂正のお知らせ

L E C 東京リーガルマインドをご利用いただきましてありがとうございます。

2020 年度行政書士試験向けの「合格六法」の条文につきまして、**2020 年 4 月 1 日施行**の法改正による**訂正**がございます。

GU20052 『2020 行政書士試験 合格六法Ⅱ [私法系]』

(p. 16) **民法 148 条 1 項 4 号**

改正前	改正後
(強制執行等による時効の完成猶予及び更新) 第148条 四 民事執行法第196条に規定する財産開示手続	(強制執行等による時効の完成猶予及び更新) 第148条 四 民事執行法第196条に規定する財産開示手続 又は同法第204条に規定する第三者からの情報 取得手続

※ 2019 年 5 月 17 日に公布された「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律」により、民法 148 条 1 項 4 号中「財産開示手続」の下に「又は同法第 204 条に規定する第三者からの情報取得手続」が加えられました (2020 年 4 月 1 日施行)。

(p. 85) **民法 817 条の 5**

改正前	改正後
(養子となる者の年齢) 第817条の5 第817条の2に規定する請求の時に6歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が8歳未満であって6歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。	(養子となる者の年齢) 第817条の5 第817条の2に規定する請求の時に15歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者についても、同様とする。 2 前項前段の規定は、養子となる者が15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、15歳に達するまでに第817条の2に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。 3 養子となる者が15歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。

※ 2019 年 6 月 14 日に公布された「民法等の一部を改正する法律」により、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限が原則 6 歳未満 (例外 8 歳未満) から原則 15 歳未満に引き上げられました (2020 年 4 月 1 日施行)。

(p. 128) **商法 573 条**

改正前	改正後
(運送賃) 第573条 2 運送品が不可抗力によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、その運送賃を請求することができない。この場合において、運送人が既にその運送賃を受け取っていたときは、これを返還しなければならない。 3 運送品がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の過失によって滅失し、又は損傷したときは、運送人は、運送賃の全額を請求することができる。	(運送賃) 第573条 2 運送品がその性質又は瑕疵によって滅失し、又は損傷したときは、荷送人は、運送賃の支払を拒むことができない。

※ 2018 年 5 月 25 日に公布された「商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律」による「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の改正により、573 条 2 項が削られ、3 項中の文言が改められて 2 項とされました (2020 年 4 月 1 日施行)。

大変おそれいりますが、以上の内容をご確認いただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

L E C 東京リーガルマインド 行政書士試験部



GU20053